

見積参加希望者 各位

(「文具・事務機器類—OA機器」の者で、盛岡市内に本社を有し、参加を希望する者。)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件 名 長期継続契約緊急情報ネットワークシステム専用ノートPC賃貸借
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市役所本庁舎別館5階 危機管理防災課執務室内
- (4) 契約期間 令和8年5月20日から令和13年6月30日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
賃貸借期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市総務部危機管理防災課

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和8年5月19日（火） 9時30分から14時00分まで
- (2) 盛岡市役所本庁舎別館5階 危機管理防災課執務室
執行即時開札

4 見積書の提出方法

見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便及び電話による見積は認めない。

5 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

6 その他

- (1) 見積回数
1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
- (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし、契約期間に基づき賃貸借期間に係る月額で作成すること。決定も賃貸借期間に係る月額とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 見積の無効
心得第9に該当する見積は無効とする。
- (4) 見積の辞退
心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。
- (5) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (6) 令和8年6月1日から令和8年6月30日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づき業務の履行は無く、支払いも無いものとする。
- (7) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。
- (8) この見積に関する問い合わせ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年5月14日(木)正午までに電子メール又は文書（ファックス可）により危機管理防災課あて提出すること。回答は、盛岡市ホームページで令和8年5月18日(月)までに公表する。

電子メールアドレス kikikanri@city.morioka.iwate.jp
盛岡市総務部危機管理防災課 Tel 019-603-8031、Fax 019-622-6211